

財産形成定期預金規定

1. (預け入れの方法等)

- (1) この預金の預け入れは1口1円以上とし、年1回以上、定期に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預け入れることができます。
- (3) この預金については、この財形預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）のほかは通帳、証書の発行はしません。預け入れの残高は6か月に1回書面により通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、第1号と第2号に記載する方式のうち、あらかじめ当行に届け出のあったいずれかの方式によって預け入れるものとします。

① 期日指定定期預金型

預入日の1年後の応当日を据置期間の満了日とし、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預け入れる方式。この方式により預け入れられた預金を以下「期日指定定期預金」といいます。

② 5年定期預金型

預入日の1年後の応当日を据置期間の満了日とし、5年後の応当日を満期日とする1口ごとの自由金利型定期預金（M型）として預け入れる方式。この方式により預け入れられた預金を以下「5年定期預金」といいます。

3. (自動継続、満期日の指定等)

(1) 期日指定定期預金型の場合

- ① この預金（第6条による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預け入れがある場合はこれを合算して期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- ② 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を預金店に申し出てください。
- ③ この預金は、据置期間の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を満期日として指定することができます。満期日を指定する場合は、預金店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を指定する場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- ④ 満期日の指定は、前号に準じてこの口座の預金残高の一部を指定する方法によることもできます。この場合には、1万円以上の金額で指定してください。この方法により満期日の指定がなされたときは、第6条第3項の順序により満期日を指定したものとして取り扱います。
- ⑤ 第3号または第4号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ⑥ 第3号または第4号により指定された満期日から1か月間経過しても解約されなかった場合、またはその間に最長預入期限が到来した場合は、同号による満期日の指定はなかったものとします。

(2) 5年定期預金型の場合

- ① この預金（第6条による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、満期日にその元利金の合計額および満期日に新たな預け入れがある場合（預入金額に応じた階層区分がある場合で、「元利金の合計額」と「元利金の合計額と新たな預入金額を合計した金額」に対する適用利率に差異がある場合を除きます。）はこれを合算して5年定期預金型として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- ② 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を預金店に申し出てください。
- ③ この預金は、任意の日を満期日として指定することはできません。

4. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、前条第1項第1号または前条第2項第1号により自動継続する場合を除き、満期日以後に利息とともに支払います。

- (2) 5年定期預金型の預金について、第6条第1項により当行がやむを得ないものと認めた場合には、据置期間の満了日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前にこの預金の一部をこれに対する利息とともに支払います。

5. (利 息)

- (1) この預金の利息は、解約時または継続時に預入日（継続したときはその継続日、以下第1項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）に応じて、預入日における当行所定の利率によって次のとおり計算します。

- ① 期日指定定期預金型の場合は、次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法で計算します。

- A. 1年以上2年未満…当行所定の「2年未満」の利率
B. 2年以上……………当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

- ② 5年定期預金型の場合は、当行が預入金額に応じて設けた階層区分に応じた利率によって、半年複利の方法で計算します。

- (2) 前項の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預け入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4) 次条第1項により当行がやむを得ないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の各号の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 期日指定定期預金型の場合

- A. 6か月未満
解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満
2年以上利率×40%
C. 1年以上1年6か月未満
2年以上利率×50%
D. 1年6か月以上2年未満
2年以上利率×60%
E. 2年以上2年6か月未満
2年以上利率×70%
F. 2年6か月以上3年未満
2年以上利率×90%

- ② 5年定期預金型の場合

- A. 6か月未満
解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上2年未満
約定利率×10%または解約日における普通預金の利率のうち、いずれか低い利率
C. 2年以上3年未満 約定利率×20%
D. 3年以上4年未満 約定利率×30%
E. 4年以上5年未満 約定利率×70%

- (5) 5年定期預金型の場合で、次条第1項により当行がやむを得ないものと認めて、据置期間の満了日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部解約する場合には、解約する金額についての利息は前項第2号に準じて計算し、一部解約する元金とともに支払います。

- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

6. (預金の解約、書替)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、第4条第1項に定めた時期、方法に

よらず解約することはできません。

- (2) この預金を解約し、または他の定期預金へ書替するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、契約の証とともに預金店へ提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を特定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払い戻しを請求することができます。この場合、預金が2口以上ある場合は、次の各号の定めにより、満期日が到来しているものがある場合はその預金から、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで順に解約します。
 - ① 期日指定定期預金型の場合
預入日または継続日の早いものから解約。
 - ② 5年定期預金型の場合
預入日または継続日の遅いものから解約。
- (4) 前項の取り扱いにおいて最後に解約することとなる預金の解約は次の各号によります。
 - ① 期日指定定期預金型の場合
 - A. その預金の満期日が未到来の場合、またはその預金の金額が1万円未満の場合はその預金全額。
 - B. その預金の満期日が到来している場合で、その預金の金額が1万円以上の場合は次の金額。
 - (a) その預金にかかる払戻請求額が1万円未満となる場合は、1万円。
 - (b) その預金にかかる払戻請求額が1万円以上となる場合は、その払戻請求額。
 - ② 5年定期預金型
その預金全額。

7. (届け出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名・名称、住所その他の届け出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法により届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 契約の証を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (4) 届け出のあった氏名・名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着もしくは到達しなかったとき、または預金者がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名・名称その他必要な事項を当行所定の書面によって預金店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名・名称その他必要な事項を当行所定の書面によって預金店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
- (4) 前3項の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様に届け出てください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届けその他の書類等に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえば、それらの書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (預金の支払いの停止)

- (1) 預金者が当行に対する債務のうち弁済期にあるものの支払いを怠っている場合、当行は相殺の準備のために、この預金の支払いを停止することができるものとします。
- (2) 前項によりこの預金の支払いを停止した場合、当行は、相殺をした後、または相殺をしないことを決定した後に、支払いの停止を解除します。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は届け出印を押印して、ただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の適用)

この預金は、本規定のほか反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定を適用します。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上